

高洲・高浜・磯辺地区学校跡施設の利用方針

1 検討にあたっての基本的な考え方

(1) エリアの特性を踏まえた一体的な検討

対象エリアが連続して立地していることを踏まえ、一体的な検討を行います。

(2) 検討の視点及び方法

ア 中長期的な視点から、人口・世代構成や、周辺施設の状況、地元住民の要望などを総合的に勘案して跡施設利用を行います。

イ アの結果、余剰となる跡施設については、財政状況を踏まえ、処分等を行います。

2 利用方針

(1) 高浜第二小学校跡施設…3施設による複合施設及び市立稲毛高校附属中(体育館・校庭部分)

対象	用途	概要	位置	管理所管課	供用予定日	供用予定時間	管理運営主体
校舎	【移転】 ①療育センター (ふれあいの家の一部)	障害児(者)のリハビリ、就労支援など行う障害者福祉の拠点施設。その中で、相談、機能訓練などを行う「ふれあいの家」について移転	1階の一部 2階すべて	保健福祉局 高齢障害部 障害企画課	通年 (月、祝、年末年始除く)	9:00～17:15	指定管理者 (千葉市社会福祉事業団)
	【拡充】 ②障害福祉サービス事業所	生活介護、自立訓練などを行う障害者を対象とした定員50名以上の事業所	1階の一部	保健福祉局 高齢障害部 障害企画課	通常は、月曜日～金曜日 (土日祝日、年末年始は 運営事業者の判断)	9:00～17:00 (予定)	社会福祉法人、医療法人、 NPO法人、株式会社等 (公募)
	【新規】 ③千葉大学サテライトキャンパス	大学が自治体等の協力の元、地域課題解決に資する事業を行う拠点	3階	調整中	調整中	調整中	千葉大学
体育館	【拡充】 ④市立稲毛高校附属中	稲毛高校附属中の運動系部活動及び体育授業	体育館 すべて	教育委員会 学校教育部 学事課	通年	7:30～18:00 (学校休業日等は7:30 ～16:00)	千葉市教育委員会
校庭	【拡充】 ④市立稲毛高校附属中	稲毛高校附属中の運動系部活動及び体育授業	校庭すべて	教育委員会 学校教育部 学事課	通年	7:30～18:00 (学校休業日等は7:30 ～16:00)	千葉市教育委員会

※1 体育館・校庭については、稲毛高校附属中の使用に支障のない範囲で、地域開放及び療育センターにて利用。

※2 現在、校庭にある備蓄倉庫は、継続して利用。また、マンホールトイレを設置。

※3 体育館・校庭は通常の避難所として指定。複合施設(校舎部分)は拠点福祉避難所として指定。

(2) 磯辺第二中学校跡施設…スポーツ広場として活用。また、敷地の一部で高齢者福祉施設用地を確保。

対象	用途	概要	位置	管理所管課	供用予定日	供用予定時間	管理運営主体
体育館	【拡充】 ①スポーツ広場	市民の健康増進のため設置。既存の体育館を活用	体育館 すべて	市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	通年 (年末年始除く)	9:00～17:00 (予定)	指定管理者
校庭等	【拡充】 ①スポーツ広場	市民の健康増進のため設置。既存の校庭及び校舎除却後の敷地の一部を活用	敷地内	市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	通年 (年末年始除く)	9:00～17:00 (予定)	指定管理者
	【拡充】 ②認知症高齢者グループホーム	認知症の方が食事、入浴、排泄などの介護や機能訓練などを行う共同生活事業所	敷地内新設	保健福祉局 高齢障害部 高齢施設課	通年	終日	社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社等（公募）
	【拡充】 ③複合型サービス (小規模多機能型居宅介護+訪問看護)	小規模多機能型居宅介護(泊り、通い、訪問介護)に訪問看護のサービスを組み合わせた複合型事業所	敷地内新設	保健福祉局 高齢障害部 高齢施設課	通年	終日	社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社等（公募）

- ※1 スポーツ広場の整備に伴い、海浜市民運動広場は千葉県企業庁へ返還します。
(なお、スポーツ広場供用開始までの間の継続利用について、別途千葉県企業庁と協議します。)
- ※2 スポーツ広場を避難所として指定します。

(3) 高洲第二小学校跡施設

・市としての利活用がないことから、売却処分等を行います。なお、処分の具体的な手法については、別途検討します。

(4) 磯辺第一小学校・第二小学校跡施設

・市としての利活用がないことから、千葉県企業庁へ返還します。なお、返還の時期については、別途千葉県企業庁と協議します。

(5) その他

ア 磯辺地域ルーム(空き教室地域開放モデル事業)を移転して実施します。

対象	用途	概要	位置	管理所管課	供用予定日	供用予定時間	管理運営主体
校舎	【拡充】 ①磯辺地域ルーム (空き教室地域開放モデル事業)	住民による地域活動や交流の場として開放することにより、余裕教室の有効活用を図るとともに、市民の主体的な活動の場を広げる	調整中 (※1)	市民局 市民自治推進部 市民サービス課	通年 (年末年始を除く)	9:00～21:00	地域住民で構成される施設管理運営委員会

※1 平成27年4月を目途に、250㎡程度のプレハブを設置します。設置場所は別途検討します。

イ 磯辺中学校・磯辺小学校(ともに統合校)の敷地を取得するため、千葉県企業庁と協議します。

3 改修等のスケジュール(予定)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
高浜第二小学校跡施設	整備	体育館耐震補強設計 プール除却設計 校舎改修設計	体育館耐震補強工事 プール除却工事 校舎改修工事		
	供用	一部供用開始(千葉大学)		全面供用開始	
磯辺第二中学校跡施設	整備	校舎等除却設計	校舎等除却工事 体育館改修設計 高齢者施設設置工事	校舎等除却工事 体育館改修工事 プレハブ設置(管理棟)	
	供用			一部供用開始(高齢者施設)	全面供用開始
高洲第二小学校跡施設		校舎等除却設計	校舎等除却工事	売却等手続き(※1)	
磯辺第一小学校・ 第二小学校跡施設		校舎等除却設計	校舎等除却工事 千葉県企業庁へ返還(※2)		

※1 処分方法に応じて、早まる場合があります。

※2 返還する時期については、別途千葉県企業庁と協議します。